

大阪柔整だより

ダイジェスト版

* 『守口市福祉事務所より生活保護のシステム変更』について *

1. 業務委託について

- ◆ 平成 26 年 4 月 2 日より施術に係る請求の内容審査及び問い合わせ対応について株式会社 S Y オフィスに委託されます。
- ◆ 平成 27 年度以降、委託先業者が変更となった場合はあらためて通知されます。
- ◆ 意見書及び施術券の発行に係る問い合わせについては、引き続き福祉事務所で行われます。

2. 施術券について（意見書の提出日と、施術券の発行日変更）

変更前	変更後
毎月 20 日までに福祉事務所に提出があった意見書について、嘱託医の承認後月末までに施術券を発行。	福祉事務所に提出があった意見書について、直近の嘱託医協議にて承認後、随時施術券を発行。

- ◆ 嘱託医協議は前日までに福祉事務所に到着した意見書について、毎月 2 回実施。
- ◆ 2 か月目以降の施術券は毎月末の一括発行日に翌月分の施術券が発行されます。
- ※ 施術券に関する上記取扱いは、平成 26 年 9 月分の施術券より実施予定です。
平成 26 年 8 月までは、当月分施術券が当月末に発券されます。

3. 請求及び支払について（療養費の支払日及び、請求の締切日変更）

変更前	変更後
毎月 20 日までに福祉事務所に到着した請求について審査を行い、不備・疑義がなければ翌月の最後の火曜日支払い。	毎月 10 日までに福祉事務所に到着した請求について審査を行い、不備・疑義がなければ翌々月末までの支払い。振込日についての通知あり。

- ◆ 3 か月を超えて施術を行う場合に、意見書に添付していた長期施術継続理由書を今後は該当する **施術券** に添付（施術券に記載）してください。添付（記載）がない場合は、原則として返戻となりますのでご注意ください。なお、今後意見書への添付は不要です。

保険者変更通知

変 更 前	内 容	変 更 後	変 更 日
宮田工業健康保険組合 06140172	名称変更	モリタ宮田健康保険組合 06140172	H26年7月1日

「平成26年10月より変更の医療費助成制度」について

■ 枚方市「こども医療費助成制度」

平成26年10月施術分の通院医療費の助成対象年齢が9歳（小学校3年生末）まで拡充されます。

＜変更前＞

＜平成26年10月から＞

通院医療費 0歳～6歳（小学校就学前まで）→0歳～9歳（小学校3年生末まで）

入院医療費 0歳～12歳（小学校修了まで）

■ 忠岡町「乳幼児等医療費助成制度」

平成26年10月施術分の通院医療費の助成対象年齢が9歳（小学校3年生末）まで拡充されます。

＜変更前＞

＜平成26年10月から＞

通院医療費 0歳～6歳（小学校就学前まで）→0歳～9歳（小学校3年生末まで）

入院医療費 0歳～12歳（小学校修了まで）→0歳～15歳（中学校終了まで）

『東大阪市国民健康保険』受診照会について

療養費についての適正化への取組みとして、受診内容調査の為、文書により調査が実施されています

委 託 先 株式会社 コアジャパン 療養費事務センター

照 会 件 数 1ヶ月の請求件数のうち約1200件を調査

照 会 対 象 多部位負傷施術、長期継続頻回傾向の施術

照 会 内 容 ① 受診日数について

② 負傷部位・負傷日につて

③ 負傷原因について

④ 同負傷による他医療機関での受診の有無

患者さんから「受診照会」の問い合わせ等ありましたら、懇切丁寧に対応して下さい。

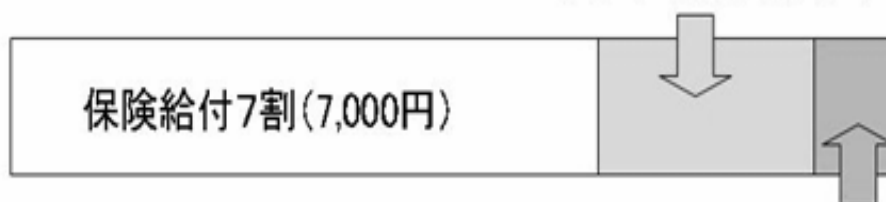
大阪府福祉医療費助成制度の適正な運用について

障害者やひとり親家庭などの方々に対して実施している福祉医療費助成制度は府・市町村の地方単独事業です。

例えば医療費1ヶ月10,000円要した場合(保険3割負担の方)

○福祉医療費助成を使用した場合

福祉医療費助成(2,000円)



患者負担1,000円(上限)

○原爆の公費負担制度を使用した場合

※福祉医療費助成制度は、国の公費負担者制度等の資格を有する方は、国の公費負担制度等(例えば原爆や水俣病の公費負担制度)を優先使用していただくこととなっています。



この場合、患者さんの窓口負担は生じません。

障害者や一人親家庭の方々に対し実施している福祉医療費助成制度は、府・市町村の地方単独事業であります。福祉医療費助成制度の資格を有する患者さんの負担については、上記に示すイメージとなっております。

また患者さんが国の公費負担制度等の資格をお持ちの場合は、この公費負担制度等を優先することとなっておりますので、お間違いのない様をお願いします。